

## 横須賀市排水設備指針

現基準書(改正前)	新基準書(R4.7月改定)
<p>第3章 排水設備の設計</p> <p>第1節 設計</p> <p>4 排水設備の決定</p> <p>(2) 排水管の内径及び勾配</p> <p>5) 計画下水量の計算</p> <p>第9節 私道排水設備</p> <p>2 排水管の決定</p> <p>(1) 流速は、一般に下流に行くに従いだんだんに増し、勾配は下流に行くに従いゆるやかになるようにすること。</p> <p>流速の範囲は、原則として污水管は0.6m/秒～3.0m/秒、合流管及び雨水管は0.8m/秒～3.0m/秒とすること。</p> <p>管内径、勾配については、污水は表3-1、雨水は表3-2により決定すること。</p>	<p>第3章 排水設備の設計</p> <p>第1節 設計</p> <p>4 排水設備の決定</p> <p>(2) 排水管の内径及び勾配</p> <p>5) 計画下水量の計算は、法第29条第1項の規定による(開発行為等の)許可に係る下水道及び河川の整備に関する審査基準を参照すること。</p> <p>第9節 私道排水設備</p> <p>2 排水管の決定</p> <p>(1) 流速は、一般に下流に行くに従いだんだんに増し、勾配は下流に行くに従いゆるやかになるようにすること。</p> <p>流速の範囲は、原則として污水管は0.6m/秒～3.0m/秒、合流管及び雨水管は0.8m/秒～3.0m/秒とすること。</p> <p>管内径、勾配については、下水道工事設計標準図により決定すること。</p> <p style="color: red;">図面標記例から立面図を削除</p>